第二十四条算式中「27,600円」を「27,500円」に、「0.910」を「0.913」に、「28,500円」を「29,400円」に、「16,400円」を「11,100円」に、「9,400円」を「9,200円」に改める。

第二十七条第一号中「附則第十五条第二項第六号又は同条第八項」を「附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第六号、第八項、第三十九項又は第四十項」に、「同条第二項第六号に係るものにあつては四分の三、同条第八項」を「同条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号に係るものにあつては二分の一、同項第六号及び同条第四十項に係るものにあつては四分の三、同条第八項及び第三十九項」に改める。

第二十九条中「〇・九七九」を「一・〇二九」に改める。

第二十九条の二中「〇・九六四」を「一・〇四三」に改める。

第二十九条の三中「〇・九七二」を「一・〇四一」に改める。

第三十一条第三項第一号算式中「126,100円」を「127,800円」に改め、同号算式の符号C中「平成24年度」を「平成25年度」に、「1.141」を「0.866」に改め、同号算式の符号D中「1.111」を「1.057」に、「0.775」を「1.527」に改め、同号算式の符号E中「1.015」を「1.016」に改め、同号算式の符号α算式中「122,901」を「122,999」に改め、同条第四項第一号算式の符号α中「1.08」を「0.92」に改める。

第三十二条第二項算式の符号A[1]からA[5]までの規定中「附則第55条第7項及び附則第55条の2第2項」を「附則第55条第2項」に改め、同項算式の符号C中「附則第15条第11項、第17項、第20項、第21項及び第24項」を「附則第15条第13項、第19項、第22項、第23項及び第26項」に、「平成26年地方税法等改正法」を「地方税法等の一部を改正する法律（平成26年法律第4号。以下「平成26年地方税法等改正法」という。）」に改め、同項算式の符号D中「地方税法附則第15条の8第2項」を「平成27年地方税法等改正法附則第17条第11項」に改め、同項算式の符号H中「、第55条第8項並びに第55条の2第4項、第6項及び第8項」を「並びに第55条第4項、第6項及び第8項」に改め、同条第三項中「の規定並びに附則第五十五条第七項及び第五十五条の二第二項」を「及び附則第五十五条第二項」に、「第二十八項の規定並びに」を「第二十八項、」に、「第十一項、第十五項から第二十二項まで、第二十四項、第二十六項、第二十八項、第三十項、第三十四項及び第三十五項」を「第十三項、第十七項から第二十四項まで、第二十六項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十六項、第三十七項及び第四十二項」に、「第五十六条の二第四項の規定並びに」を「第五十六条の二第四項、」に改め、「。以下「平成十年地方税法改正法」という。」、「、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の一部を改正する法律（平成十六年法律第十七号）附則第十条第二十三項」及び「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第四項、第十項及び第十一項」を削り、「、第六項から第十項まで」を「、第六項から第九項まで」に、「並びに平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項」を「、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項並びに平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項」に改め、「課税標準等の特例による減少額」の下に「（ただし、地方税法附則第十五条第三十六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、同項の規定する条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）」を加え、「第五十五条第八項、第五十五条の二第四項、第六項及び第八項」を「第五十五条第四項、第六項及び第八項」に、「第十四項の規定並びに」を「第十四項、」に、「、平成二十一年地方税法改正法」を「、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）」に改め、同条第四項中「附則第十五条第二項第六号、同条第九項又は同条第三十七項」を「附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第六号、第八項、第三十九項又は第四十項」に、「同条第二項第六号に係るものにあつては四分の三、同条第九項に係るものにあつては三分の二、同条第三十七項」を「同条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号に係るものにあつては二分の一、同項第六号及び同条第四十項に係るものにあつては四分の三、同条第八項及び第三十九項」に改める。

第三十三条第一号中「〇・九七八」を「〇・九七九」に改め、同号の表軽自動車の項を次のように改める。

軽自動車	二輪のもの（側車付のものを含む。）					一、八〇〇
	三輪のもの					二、三二五
					平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、三二五
					平成二十七年四月一日に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、九二五
	四輪以上のもの	乗用	営業用		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	四、一二五
					平成二十七年四月一日に初めて車両番号の指定を受けたもの	五、一七五
			自家用		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	五、四〇〇
					平成二十七年四月一日に初めて車両番号の指定を受けたもの	八、一〇〇
		貨物用	営業用		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	二、二五〇
					平成二十七年四月一日に初めて車両番号の指定を受けたもの	二、八五〇
			自家用		平成二十六年度までに初めて車両番号の指定を受けたもの	三、〇〇〇
					平成二十七年四月一日に初めて車両番号の指定を受けたもの	三、七五〇
	専ら雪上を走行するもの					一、八〇〇

第三十四条算式中「3.8525」を「3.8378」に改め、同条算式の符号A中「地方税法第467条第2項」を「同法第467条第2項」に、「（A×B）」を「当該売渡し等に係る製造たばこの本数」に改め、同条算式の符号B算式中「0.9413」を「0.9778」に改め、同条算式の符号C算式中「（c×d＋e×f＋g×h＋i×j）－k」を「（c×d、e×f、g×h及びi×j」を「（c×d＋e×f）－g」に、「c×d、e×f、g×h及びi×j」を「（c×d＋e×f）－g」に、「零」を「0」に改め、同条算式の符号C算式中「のうち、前々年度